

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

誇れる湖「霞ヶ浦」再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

行方市

3. 地域再生計画の区域

行方市の全域

4. 地域再生計画の目標

平成17年9月2日、行方郡麻生町・北浦町・玉造町が合併し、行方市が誕生した。本市は、茨城県南東部に位置し、県都水戸市から南に約40km、東京から北東に約70kmの距離にあり、人口は39,579人（平成20年4月1日現在）、市域は南北約24km、東西約12km、面積166.33km²で、北は鉾田市と小美玉市に、西は霞ヶ浦（西浦）を介してかすみがうら市に、南は潮来市に、東は北浦を介して鹿嶋市に接している。

本市は、東西の湖岸に低地が広がり、中央部に標高30m前後の行方台地が形成され、東西の湖岸は、水際線の延長が約50kmと県内一の長さを誇っている。霞ヶ浦の湖岸は、一部が水郷筑波国定公園に指定され、概ねなだらかで連続的な稜線を形成し、一方、北浦側は比較的起伏に富んでおり、霞ヶ浦側とは違う景観を見せている。また、霞ヶ浦・北浦のほか、梶無川、武田川、山田川、蔵川、城下川などの河川や用排水路、ため池などが市内一円にあり、こうした湖や河川は、治水機能だけでなく、農業や水産業としての生活の営みに利用される利水機能を有し、さらには、多様な生物の貴重な生育環境となるとともに、観光や保養・レクリエーションなどの親水機能も有している。

主要産業は農業であり、県の銘柄産地に指定されている、かんしょ、エシャレット、いちご、せり、しゅんぎく、みず菜のほか、トマト、みつば、チンゲンサイ、大葉、葉しょくが、レンコンなどの生産が盛んで、首都圏に多品目の野菜を供給する農業産地として大きな役割を担っている。

しかし、近年、生活水準の向上や生活様式の多様化に伴い、家庭からの生活排水の流出量が多くなり、未処理の生活排水が側溝や農業用排水路、河川等を経由して霞ヶ浦・北浦に流入している現状にあり、このことが、両湖の水質を悪化させる要因の一つとなっている。

このような状況の中で、昭和63年度から旧麻生町、旧玉造町及び旧北浦町において、合併処理浄化槽の個人設置型事業を開始した。平成2年度からは、公共下水道事業を旧麻生町及び旧玉造町において着手し、平成9年度に一部供用開始以降順次区域を拡大している。更に、平成3年度に旧玉造町の榎本地区において農業集落排水事業の整備が完了し、

平成14年度からは玉造北部地区の整備を進めているが、平成19年度末の汚水処理人口普及率は約50%で、県平均の約73%と比べても低い数値で推移している。

このため、汚水処理施設の整備をより一層促進し、生活環境及び公共用水域の水質の改善を図り、霞ヶ浦・北浦・行方台地の豊かな自然環境保全を目指す。

あわせて、霞ヶ浦・北浦の水質の現状について理解と認識を深め、水質浄化を図るために、環境保全・水質浄化キャンペーン等を実施する。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を50%から55%に向上）

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標達成のため、玉造北部地区について、農業集落排水事業により、管路及び汚水処理場の整備を行う。また、公共下水道認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の区域を対象に、合併処理浄化槽設置事業を継続して実施する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- 農業集落排水・・・平成14年5月に、事業採択の通知を国より受けている。

【事業主体】

- いずれも行方市

【施設の種類】

- 農業集落排水施設
- 合併処理浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

- 農業集落排水施設
玉造北部地区
- 合併処理浄化槽（個人設置型）
行方市の区域の一部
(公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業区域を除いた区域)

【事業期間】

- 農業集落排水施設
平成21年度～平成23年度
- 合併処理浄化槽（個人設置型）
平成21年度～平成25年度

【整備量】

- ・農業集落排水施設
 - φ 100～200 5, 290m
 - 処理場 1箇所
- ・合併処理浄化槽（個人設置型）
 - 75基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

- ・農業集落排水施設
 - 玉造北部地区 1, 680人
- ・合併処理浄化槽（個人設置型）
 - 行方市の区域の一部 255人

【事業費】

- ・農業集落排水施設
 - 事業費 1, 341, 583千円（うち、交付金670, 791千円）
- ・合併処理浄化槽（個人設置型）
 - 事業費 49, 200千円（うち、交付金16, 400千円）
- ・合計
 - 事業費 1, 390, 783千円（うち、交付金687, 191千円）

5－3 その他の事業

地域再生基本方針に基づく支援措置によらない取り組み

霞ヶ浦・北浦の水質の現状について理解と認識を深め、水質浄化を図るため下記の取り組みを行う。

- ・霞ヶ浦・北浦清掃大作戦
年2回（3月・8月）、各自治会を通じ全市民が身近な道路や河川・湖岸等の一斉清掃活動を実施し、環境美化を推進するとともに環境保全に対する意識高揚を図る。
- ・児童環境科学セミナー
市内の小学生（高学年）を対象に、船に乗って水温を計り、プランクトンを採取、霞ヶ浦の水の汚れやプランクトンを顕微鏡で観察し、水質の現状について学習を行う。
- ・「9月1日霞ヶ浦の日」環境保全・水質浄化キャンペーン
家庭排水浄化推進協議会及び環境保全行方市民会議が共催で、市民の環境意識の高揚を図ることを目的に、街頭にてレジ袋削減運動や水質浄化キャンペーン啓発用品の無料配布を行う。

6. 計画期間

平成21年度～平成25年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し公表する。また、必要に応じて事業の見直しを図る。

なお、整備された汚水処理施設については、民間業者に管理を委託し、定期的な水質検査及び維持管理を行い、必要に応じて適切な措置をとる。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し。